



裁 決

[redacted]
[redacted]
審査請求人 [redacted]

処分庁 [redacted]市長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成30年2月15日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

[redacted]市長が請求人に対し行い、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]で通知した保護費の返還決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、法第63条の規定による保護費の返還決定（平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け第[redacted]号（以下「本件通知書」という。）で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が、これを不服として、本件処分の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

（1）請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

（2）請求の理由

[redacted]円を返せと言うのはおかしい。

2 処分庁の弁明

（1）弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

(2) 本件処分に係る経緯

ア 処分行は、平成29年9月25日、請求人が同年8月2日に自動車との接触事故（以下「本件事故」という。）にあっていたことを、本件事故の加害者が加入する保険会社（以下「保険会社」という。）から、電話にて連絡を受けた。

イ 処分行は、平成29年9月27日、請求人に電話連絡し、本件事故にあっていたことを改めて確認した。

そのため、処分行は、請求人に対し、保険金等の金銭を得た場合、支弁した扶助費の範囲内で費用返還義務が発生することを説明した。

ウ 処分行は、平成29年10月13日、請求人に対し、「生活保護法第63条による費用返還義務について（以下「費用返還義務通知」という。）」を手渡し、本件事故日以降、請求人が保険会社から保険金を受領するまでの間に支払われた扶助費の範囲内で、費用返還義務が生じることについて説明を行った。

さらに、処分行は、例示として、10月中に保険金が支払われた場合について、口頭で次のとおり説明し、その要約を費用返還義務通知に記入して請求人に手渡した。

(ア) 8月～10月分保護費約30万円+医療費<保険金額であれば、支払われた保護費が返還金となり、なお余りがあれば収入認定となる。

(イ) 8月～10月分保護費約30万円+医療費>保険金額であれば、保険金額が返還金となる。

その際、職員は、請求人に対し、自立更生のために充てられる経費があれば、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いをするので、報告するよう説明した。

エ 処分行は、平成29年11月20日、請求人が現金■■■■万円を持って■■■■社会援護課に来課した際に、請求人から次の内容について報告を受けた。

(ア) 平成29年11月17日に保険会社から本件事故に係る保険金■■■■万円を、直接、現金で受け取ったこと。

(イ) 保険会社から保険金の支払いに係る書類等は受け取っていないこと。

(ウ) 受領した保険金のうち、13万円は友人の借金返済に充ててしまったこと。

(エ) 自己の世帯の自立更生のために充てられる経費として認めてほしい経費は特にないこと。

オ 処分庁は、平成29年11月20日、保険会社に対して、法第29条の規定による調査を依頼した。

カ 処分庁は、平成29年12月1日、前記オの調査に対する保険会社の回答により、次の事実を確認した。

(ア) 事故日：平成29年8月2日

(イ) 治療費：■■■■■■■■■■円・・・病院、薬局に支払い済み

(ウ) 慰謝料：■■■■■■■■■■円・・・平成29年11月17日に指定口座に入金

キ 処分庁は、平成29年12月5日、請求人に聴取し、保険金の受領日及び金額について、前記カの調査回答の内容に間違いなことを改めて確認するとともに、請求人から自立更生のために充てられる経費は特にないと再度の報告を受けた。

処分庁は、請求人が受領した保険金のうち、慰謝料■■■■■■■■■■円を法第63条の規定による費用返還金として決定する処分（以下「旧処分」という。）を行うこととした。

ク 処分庁は、平成29年12月18日、請求人に対し、「生活保護法第63条に基づく保護費の返還について（第46504号）」という決定通知書を、処分庁の窓口にて交付することにより、旧処分を行った。

ケ 処分庁は、平成30年1月26日、旧処分の金額に誤りがあったため、旧処分を取り消すこととした。

コ 処分庁は、平成■■年■■月■■日、請求人に対し、「生活保護法第63条に基づく費用返還決定取消通知書（■■■■■■■■■■）」を、家庭訪問した際に手渡すことにより、旧処分を取り消し、併せて、金額を訂正して新たに返還金を決定する旨を口頭で説明した。

サ 処分庁は、平成■■年■■月■■日、請求人が受領した慰謝料■■■■■■■■■■円のうち、8,000円を超える金額である■■■■■■■■■■円を法第6

3条の規定による費用返還金とする処分（本件処分）を行うことを決定した。

シ 処分庁は、平成■■年■■月■■日、請求人に本件通知書を郵送した。

(3) 本件審査請求に対する意見

ア 処分内容及び理由

(ア) 法の仕組み

a 費用返還の決定について

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが（法第4条第1項）、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない（同条第3項）。

そして、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護を要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

b 資力の発生時期について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（以下「問答集」という。）問13-6は、「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。」「自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点として捉えることになる。」としている。

c 返還額の算定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」と

いう。)第8の3(2)エ(イ)は、保険金その他の臨時的収入(次官通知第8の3(3)オ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとしている。

また、次官通知第8の3(3)は、収入として認定しない保険金等の額として、同オで、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける保険金等のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額を掲げている。

すなわち、保険金その他の臨時的収入については、受領するための交通費等の必要経費及び8,000円以内の金額については収入として認定されない。

さらに、自立更生のために充てられる額についても、控除されることになる。

この点、問答集問13-23は、法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合については、「保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用するべきものである」としている。

(イ) あてはめ

平成29年8月2日に請求人が被害者である本件事故が発生し、同年11月17日に慰謝料■■■■■■■■■■円を受領したことが認められる。

また、自立更生のために充てられる経費については、請求人より特にない旨の報告を受けており、認められるものはない。

以上の事実から、前記(ア)bのとおり、資力の発生時点を加害行為の発生時点である平成29年8月2日とし、慰謝料■■■■■■■■■■円を受領した同年11月17日までの期間を資力がありながら保護を受

けた期間として捉え、当該期間に支給された保護費576,558円の範囲内で、前記(ア) cのとおり、8,000円を超える額を返還の対象とすることから、慰謝料■■■■■円のうち、■■■■■円を法第63条に基づく費用返還金として決定した。

イ 請求人の主張について

審査請求中「審査請求の理由」には「■■■■■円返せというのがおかしい」とのみ記載がされているが、次のとおり、請求人の主張を解釈し、反論する。

a 事故の被害による保険金を返還することについて

請求人は、平成29年9月27日には「保険金を返せというのか、生活保護には関係のないことである」、同年10月13日には「自分が体を痛めて支払われた慰謝料を返せとは、高利貸しより悪徳である」、同月27日には「慰謝料を全額返還しなければならないのは、やはり非人道的だ」と述べている。

この点、最高裁昭和46年6月29日第三小法廷判決では、「交通事故による被害者は、加害者に対して損害賠償請求権を有するとしても、加害者との間において損害賠償の責任や範囲等について争いがあり、賠償を直ちに受けることができない場合には、他に現実に利用しうる資力がないかぎり、傷病の治療等の保護の必要があるときは、同法第4条第3項により、利用し得る資産はあるが急迫した事由がある場合に該当するとして、例外的に保護を受けることができるのであり、必ずしも本来的な保護受給資格を有するものではない。

それゆえ、このような保護受給者は、のちに損害賠償の責任範囲等について争いがやみ賠償を受けることができるに至ったときは、その資力を現実に活用することができる状態になったのであるから、同法第63条により費用返還義務が課せられるべきものと解するを相当とする。」としており、請求人の主張には理由がない。

b 費用返還義務通知の記載について

請求人は、平成29年12月25日、「費用返還義務通知に30万円の返還と書いているのに、それ以上の金を上乗せして全額返還しな

いと言うのが納得できない。」と述べている。

しかし、前記(2)ウのとおり、処分庁は、請求人に理解してもらうため、例示として、10月中に保険金が支払われた場合を口頭で説明をし、要約した内容を費用返還義務通知に記入し、請求人に手渡したに過ぎず、これにより費用返還額が決定されたものではない。

ウ まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、適正かつ正当なものであり、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 口頭意見陳述(平成30年4月26日実施)における請求人の主張

- (1) 今回は車の事故で、車にぶつけられて向こうが全面的に悪いと言って謝ってきている。こちらは病院通いをしている。
- (2) 本当に腰が痛い。寝方によって調子のいい時もあるが、悪い時はしばらくすると、もたれるようにズーンとくる。だから治さなければ、と思って、薬だけではだめなので5千いくらかのバンテリンのサポーターを買った。
- (3) (総括審理員からの「要するに保険金で入ったお金だからそれで全額を支払うのが納得いかない、という主張か。」との質問に対し)

そうだ。自分が働いたお金なら必ず払っている。今回はそれがどうしても納得いかないから申請している。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1及び3のとおり主張しており、本件処分が違法又は不当であると主張するものと解される。

2 認定事実

- (1) 処分庁は、平成23年5月9日、請求人世帯に対し、法に基づく保護を開始した。
- (2) 請求人は、 を患い、平成29年3月23日から同症状について病院の診療を受けている。
- (3) 請求人は、平成29年8月2日、自動車に接触され(以下「本件交通事故」という。)受傷した。

- (4) 保険会社は、平成29年9月25日、処分庁に対し、本件交通事故について連絡をした。
- (5) 処分庁は、平成29年9月27日、請求人に対し、前記(4)の保険会社から連絡があった旨を電話連絡し、請求人が本件事故に遭っていたことを確認した。
- (6) 処分庁は、平成29年10月13日、請求人に対し、受領した交通事故の保険金について、法第63条の規定により支払われた保護費の範囲内で費用返還義務が生じる旨の説明をした。
- (7) 保険会社は、平成29年11月17日、請求人の口座に本件交通事故に係る慰謝料として■■■■円(以下「本件保険金」という。)を入金した。
- (8) 処分庁は、平成29年11月20日、請求人が■■■■保健福祉センターに来所した際に、請求人に対し、自立更生に係る経費について確認したところ、請求人から同経費として認めてほしい経費はないとの回答を得た。
- (9) 請求人は、平成29年12月5日、■■■■保健福祉センターへ来所し、処分庁職員と法第63条に係る返還金について面談をした。その際、処分庁職員は、請求人に対し、自立更生に係る経費の有無を確認したところ、請求人から同経費について申出はなされなかった。
- (10) 処分庁は、本件交通事故日である平成29年8月2日以降に処分庁が支弁した保護費のうち、請求人が受け取った本件交通事故に係る保険金相当額である■■■■円を、法第63条の規定による費用返還金として決定し、平成29年12月18日、請求人に■■月■■日付け■■■■で通知した(旧処分)。
- (11) 処分庁は、平成30年1月26日、旧処分を取り消し、請求人に対し、■■■■で通知した。
- (12) 処分庁は、請求人に対し、平成29年8月2日以降の保護費として、本件処分時までの間において、次のとおり保護費を支給した(なお、平成29年8月分の生活費及び住宅費は日割りで算出した額)。

	生活費	住宅費	医療費
平成29年 8月分	71,738円	39,677円	44,790円

9月分	74,130円	41,000円	39,310円
10月分	74,130円	41,000円	38,910円
11月分	76,710円	41,000円	44,450円
12月分	89,970円	41,000円	56,480円
平成30年 1月分	76,710円	41,000円	13,460円

(13) 処分庁は、平成30年2月1日、請求人に対し、保護に要した費用（支払った保護費）を576,558円、返還しなければならない金額（法第63条の規定による返還額）を ██████████ 円とする本件処分をした。

なお、処分庁は、本件処分時において、請求人に対し、改めて自立更生に係る経費の有無を確認しなかった。

(14) 請求人は、平成30年2月10日、ドラッグストアにおいて、腰用のサポーター（5,378円）を購入した。

3 法の仕組み

(1) 費用返還決定について

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項。保護の補足性）。

しかし、資産等はあるとしても、すぐにはその活用ができず、急迫した事由がある場合に、必要な保護が行われることが妨げられるものではない（同条第3項）。

そして、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

(2) 資力の発生時期について

自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。

しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点と

することが適当である。

自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになる（「問答集第1編第13の問13-6（答）（3）」）。

（3）返還額の決定について

ア 法第63条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えている。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずのところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが、被保護者の自立及び更生を助長するという生活保護制度の目的にかなうという趣旨によるものと解される。

問答集第1編第13の問13-5には、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、この方針は、上記趣旨を示したものといえる。

この法第63条の趣旨に鑑みれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、返還額の決定に当たり、自立更生のためやむを得ない用途にあてられた金品及びあてられる予定の金品（以下「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるか否か、全額返還が被保護者世帯の自立

を著しく阻害するかという点について考慮すべきであると解される。そして、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの審理においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきである（福岡地方裁判所平成26年2月28日判決参照）。

イ 次官通知第8の3(2)エ(イ)は、保険金その他の臨時的収入（次官通知第8の3の(3)オ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとしており、問答集第1編第13の問13の23は、法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものとし、具体的には、返還対象となる収入の種類が次官通知第8の3(2)エに規定する「その他の収入」であれば、世帯合算8,000円以内の額は返還対象から除外することとなると規定している。

また、次官通知第8の3(3)は、収入として認定しない保険金等の額として、同オで、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける保険金等のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額を掲げている。

4 あてはめ

(1) 収入の認定について

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨3のとおり、交通事故の慰謝料として受領した保険金を請求人の収入とみなされることに納得がいかない旨の主張をしているが、法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり（保護の補足性）、被保護者が受け取った保険金も活用可能な資産として収入と認定される（次官通知第

8の3(2)エ(イ))。

したがって、請求人が交通事故による慰謝料として受け取った本件保険金も請求人の収入とみなされるから、この点において請求人の主張には理由がない。

(2) 資力の発生時期について

前記2(3)のとおり、平成29年8月2日に本件交通事故が発生し、前記2(7)のとおり、請求人は、同年11月17日に本件保険金を受領したことが認められる。

そうすると、前記3(2)のとおり、本件保険金の請求権は加害行為である本件交通事故が発生した同年8月2日に発生していると言える。

したがって、本件保険金に係る資力の発生時期は同月2日であると認められるから、本件処分において、資力の発生時期を同日とした点に違法又は不当はない。

(3) 返還額の決定について

前記2(7)のとおり、請求人は、本件交通事故の慰謝料として、 円を受けており、前記(2)のとおり、本件交通事故の保険金に係る資力の発生時期は、平成29年8月2日であると認められ、前記2(12)のとおり、処分庁は、請求人に対して、同日以降も保護費を支給していたことから、請求人は、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に当たり、請求人は、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない(法第63条)。

そして、前記3(3)のとおり、返還額の決定にあたっては、処分庁に裁量が認められるが、被保護者が実際に受けた金額のうち8,000円を超える額(以下「本来の要返還額」という。)について、自立更生費として認められるものがあればその額を除き、処分庁が支弁した保護費の範囲内で返還対象となる額を決定しなければならず、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる。

本件では、前記2(13)のとおり、処分庁は、請求人が受け取った本件交通事故に係る保険金相当額のうち8,000円を超える額である

■■■■円を本件処分による要返還額と決定しているところ、請求人は前記審理関係人の主張の要旨3のとおり、腰用のサポーター代を自立更生費として認められていた旨主張していると考えられることから、本件処分において、自立更生費を認定せずに要返還額を決定したことが裁量権の逸脱又は濫用と言えるかが問題となる。

この点、前記2(14)のとおり、請求人は腰用のサポーターを購入しているところ、前記2(2)のとおり、請求人は、■■■■を患っていたことや、本件交通事故により受傷していることからすると、本件処分時において、腰用のサポーターの購入費用は、請求人の自立更生のためにやむを得ない用途にあてられるものであるとして、自立更生費に該当するものであったと認められる。

なお、請求人が、当該サポーターの購入費用(5,378円)について、処分庁に申し出をしていたことは認められないが、前記2(8)及び(9)のとおり、処分庁は、請求人に対し、旧処分時において自立更生費の有無を確認しているものの、前記2(13)のとおり、本件処分時において、改めて、自立更生費の有無を確認していないことを踏まえると、請求人が、当該サポーター代を自立更生費として申し出ていなかったこともやむを得ないと言える。

以上によれば、本件処分時、腰用のサポーター代の購入費用は自立更生費として認められるものであったにもかかわらず、これを考慮することなく返還額を決定したことは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであったと認められるから、本件処分は、裁量権の逸脱又は濫用として違法であると言わざるを得ず、取り消しを免れない。

5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成30年6月14日

千葉県知事

鈴木 栄 治



